

横浜市開発審査会会議録

日時	令和元年9月9日（月）午後2時から午後2時40分まで	
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室	
出席者	委員	飯島 奈津子 会長 原田 満 委員 大久保 千行 委員 柳下 健一 委員 坂和 伸賢 委員 玉野 直美 委員 塩川 圭一 委員
	幹事等	幹事 水谷 環境創造局 みどりアップ推進部 農政推進課長 新田 環境創造局 下水道管路部 管路保全課長（代理） 磐村 都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課長 落合 道路局 道路部 維持課長（代理） 時尾 道路局 河川部 河川管理課長 岡本 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長
		議題 提案 課等 <第1号議案 提案課> 川手 建築局 宅地審査部 調整区域課長 瓦谷 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 小西 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 <第1号議案 関係課> 赤池 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 整備推進担当係長
	事務局	榊原 建築局 建築監察部長 石津 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 藤原
欠席者	幹事	土田 環境創造局 環境保全部 環境管理課長 武田 環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課担当課長 大友 建築局 企画部 都市計画課長
開催形態	公開	
傍聴人	なし	

<p>議題</p>	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） 市街化調整区域内（栄区上郷町246番の1）において生活介護事業所を建築すること。</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告</p> <p>3 その他 会議録の確認（令和元年7月22日開催分）</p>
<p>決定事項</p>	<p>1 第1号議案は「可」</p> <p>2 その他は「了承」</p>
<p>議事</p>	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明</p> <p>（委員）本件施設は通所の施設ということだが、運営主体が運営する別の施設から通うということか。 （提案課）そうである。</p> <p>（委員）青いフェンスがあるが利用形態は何か。その手前は擁壁か。 （提案課）畑となる。その手前は自然の法面となっている。</p> <p>（委員）奥にお墓が見えるが、墓地があるのか。 （提案課）個人で所有している墓地となる。</p> <p>（委員）周辺の土地は全て同じ所有者なのか。 （提案課）国有地が一筆あるが、それ以外はそうである。</p> <p>（委員）今回の敷地は、本件のために分筆したのか。 （提案課）もともと分筆された土地であった。</p> <p>（委員）通所はリエゾン笠間とほっぷの2か所の施設からか。 （提案課）リエゾン笠間からの通所となる。ほっぷからは車を借りるだけで通所はない。</p> <p>（委員）本件は障害者総合支援法に基づく生活介護事業所とのことだが、施設定員などの定めはあるのか。 （関係課）生活介護事業所は定員が20名以上と決められている。</p> <p>（委員）その定員に対してこの施設の規模が適切なかが分からない。法令で規模の基準などはないのか。 （関係課）法令等で明確な基準はないが、運用で作業室については一人当たり</p>

議事	<p>3平方メートル以上を確保するようにしている。</p> <p>(委員) 今回の施設は、リエゾン笠間が手狭になり、それを解消するために造るということだが、リエゾン笠間の定員は何名なのか。</p> <p>(関係課) 定員は50名となっている。</p> <p>(委員) 定員というのは、施設の同時利用者の上限か、利用者として登録できる人員の上限か。</p> <p>(関係課) 定員は、一度に来所できる人数の上限となる。利用登録者数は定員を超えていても構わない。</p> <p>(委員) 駐車場はどのようになっているのか。</p> <p>(提案課) 駐車場は1台分となる。送迎はリエゾン笠間の3台とほっぷの1台の4台を用いて行う。</p> <p>(委員) 急な車での来客などにはどのように対応するのか。</p> <p>(提案課) 送迎時以外は、駐車場は空いていることになる。</p> <p>(委員) 機能訓練室の横のスペースは何か。</p> <p>(提案課) そのスペースも機能訓練室となる。一部2階建てとなるため構造上壁が出てきて間仕切りのように見えるが、一体のスペースとして用いる。</p> <p>(委員) キッチンと機能訓練室との区別がはっきりしていないようだが、キッチンで食事するのか。</p> <p>(提案課) 食事は外部から持ち込むため、本件施設では調理はしない。キッチンコーナーは弁当を温めたりお茶などを用意するために利用する。</p> <p>「可」とされる。</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 (提案課) ※ 資料2にて報告</p> <p>3 その他 会議録の確認 (令和元年7月22日開催分)</p> <p>「了承」とされる。</p>
資料	<p>1 許可申請概要書 (第1号議案)</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書</p> <p>3 会議録 (令和元年7月22日開催分)</p>
特記事項	なし

※本会議録は、令和元年10月21日、各委員に確認を得、確定しました。